

Q 公民館の利用料金が、参加者から金銭の多寡を問わず参加費や資料代などを徴収すると、営利団体の料金区分になつてしまふ。例えば学習会を企画し大会議室を3時間借りた場合、講師謝礼や印刷代を賄つたために参加者から参加費を100円で徴収すると、900円で借りられるところが6、600円の利用料金となつてしまふ。これでは負担が重く、住民の学びや自主的活動の制約につながると考える。非営利団体の活動に対しては「金銭の徴収の有無」という画一的なもので判断するのではなく、内容で判断されるべき。

A 本市の公民館は、施設の稼働率向上や市民の生涯学習活動、スポーツ活動の機会の拡充を目的に、令和4年度から営利団体の利用も可能とした。利用拡大にあたり教育部内で協議を重ね、新たに営利料金区分を



さくま なな 佐久間 奈々



映像は
こちらから

A より良い制度となるよう見直しを行う

Q 非営利団体の料金区分は内容で判断されるべき

部 屋	1時間あたり料金（円）			
	非営利利用 (市外の方は 2倍)	営利利用 (市外の方は 2倍)	登録団体	登録団体 (65歳以上・ 高校生以下)
体育室A（半面）	800	3,000	400	200
体育室B（半面）	800	3,000	400	200
大会議室（全面）	600	2,200	300	150
大会議室（半面）	300	1,100	150	75
中会議室	300	1,100	150	75
小会議室	300	1,100	150	75
多目的ホール	600	2,200	300	150
調理実習室	300	1,100	150	75
美術工芸室	300	1,100	150	75
陶芸室	300	1,100	150	75
和室	300	1,100	150	75
ITルーム	300	1,100	150	75

公民館料金表（例：深谷公民館）

設定した。その際、非営利団体でも営利料金を適用する場合を想定し、検討する中で、非営利団体が参加費を徴収する催しについては、その内容や目的、参加料金の多寡などにより判断するのが非常に困難であり、また判断する場合は、様々な資料等の提出が毎回必要となるため、利用者に対して過重な負担を与えることから、客観的な基準として参加者から金銭の徴収があるかどうかを判断基準とした。しかし、一部の団体からは、利用料に負担を感じているとの声もあり、教育委員会としては、声を真摯に受け止め、より良い制度となるよう見直しを行う。

Q 深谷市では今回、約1カ月の間に、予定金額の合計が63億円を超える3つの公共工事の入札が行われ、A社を代表構成員とするJVが、平均落札率99・67%で全てを落札した。入札に競争原理が全く働いていないと考えるが、問題ではないか。

A 競争性・透明性は、充分担保されており、公平公正な入札が実施された結果であると考ええる。

Q A社は令和3年5月25日にクレーン事故、7月16日に人身事故を起こしている。それにもかかわらず7月7日の入札に参加し、2億1400万円の血沼浄水場改修工事を落札している。翌年6月からの入札参加停止処分は全く意味がないのでは。

A 事故による損害調査とその結果が処分に影響するかどうか判断するために時間がかかった結果である。

Q 全治3カ月の人身事故にもかか



おやし 徳 浩 村川 ミルク



映像は
こちらから

A 透明性は確保されているので考えていない

Q 入札監視委員会を設置すべきではないか

工 事 名	予定価格 (税抜/円)	落札金額 (税抜/円)	落札率	応札数
深谷市幼稚園・子ども館複合施設建設工事	3,073,000,000	3,067,000,000	99.80%	1
原郷上野台線街路築造工事	2,671,712,000	2,659,000,000	99.52%	1
国済寺土地区画整理事業調整池整備工事	599,196,000	597,000,000	99.63%	1
公共下水道管布設工事(R6-6汚水)	245,796,000	225,722,000	91.83%	6
水道事業配水管布設工事(更新6-5工区)	152,100,000	143,970,000	94.65%	4

1億円以上の一般競争入札の結果（令和6年）

わらず、救急車を呼ばなかった理由を聞いているか。

A 伺っていない。

Q 一方で市は、A社が起こした令和2年11月10日の事故では、26日に1カ月の入札参加停止処分を決定している。この対応の差はどうして起ころのか。

A 単純な人身事故であったため、すぐに結論を出すことが出来たためである。

Q 第3者機関の入札監視委員会を設置すべきではないか。

A 透明性は確保されているので、設置は考えていない。



ひでおき 秀 興 田島 た



映像は
こちらから

A 現在、25団体を認可している

Q 認可地縁団体の認可数は

丘自治会として合併した。

Q 自治会活動が停滞した場合、認可の取り消しや合併を促すことは市の権限として可能か。

Q 加入強制に関する留意点などを情報提供した方がいいのではないかと。本年度、全ての自治会長向けにハラスメント研修を行っているが、「運営の手引き」では加入強制の留意点には言及していない。自治会連合会の意見をいただきながら、必要に応じて検討していく。

Q 自治会運営上の様々な問題があるなか、事例集など、情報の提供という面でのサポートの強化を考えると良いかと思うが、市の考えは。

A 「自治会運営の手引き」「新任自治会長研修」などの支援に加えて、市民へ広く情報発信できるよう、既存の自治会連合会のホームページの内容について、連合会の皆様と検討していく。

Q 直近での自治会の合併事例は。

A 令和6年4月に桜ヶ丘第一自治会、桜ヶ丘第二自治会が新たに桜ヶ



Q 自治会運営の今後について伺う。

A 高齢化や人口減少による自治会運営への影響は、市としても課題と考え、自治会が抱える課題の解決に向けて、継続的に支援していく。

Q マイナ保険証の利用登録が解除できるのか

A 申請により解除できる仕組みが開始予定である



みつ お 三 男 鈴木 すず き



映像は
こちらから

Q 今使っている国民健康保険証は、いつまで使えるのか。

A 市の国民健康保険で交付している被保険者証は、原則、有効期限の令和7年7月末まで使用できる。同年7月を目途に、マイナ保険証を持つていない人には「資格確認書」、持っている人には「資格情報通知書」を交付予定である。

Q 資格確認書に有効期限はあるか。

A 従来の被保険者証と同様に受診でき、有効期間は1年の予定である。

Q マイナ保険証の利用者が、離職などで社会保険から国保に変更する時の手続きに変更はあるのか。

A これまでと同様、加入や脱退の際は、窓口での手続きが必要である。

Q 市の国民健康保険におけるマイナ保険証の利用率はどうか。

A 国の調べで6月末現在の利用率

深谷市国民健康保険における
マイナ保険証の登録・利用状況(R6年6月末)

マイナ保険証の登録割合	57.9%
マイナ保険証の利用率	11.5%

深谷市におけるマイナナンバーカードの
交付状況（令和6年8月末現在）

マイナナンバーカードの申請数	122,153件
その申請割合	86.4%
マイナナンバーカードの交付数	106,123枚
そのカード交付率	75.0%

●学校給食費の無償化の実現を

Q 深谷も無償化する考えはないか。

A 国の責任と考えており、現時点では無償化は難しい。食料費補助を増額し、保護者負担軽減を図りたい。

Q 市のマイナナンバーカードの交付率などはどうか。

A 8月末現在、申請率は86・4%、交付率は75・0%である。

Q マイナ保険証の利用登録解除ができることだがどうか。

A 利用登録は任意であることを踏まえ、10月末頃から加入する健康保険に申請することにより利用解除できる仕組みが開始される予定である。